

業務名

ストーカー・配偶者暴力対策の推進

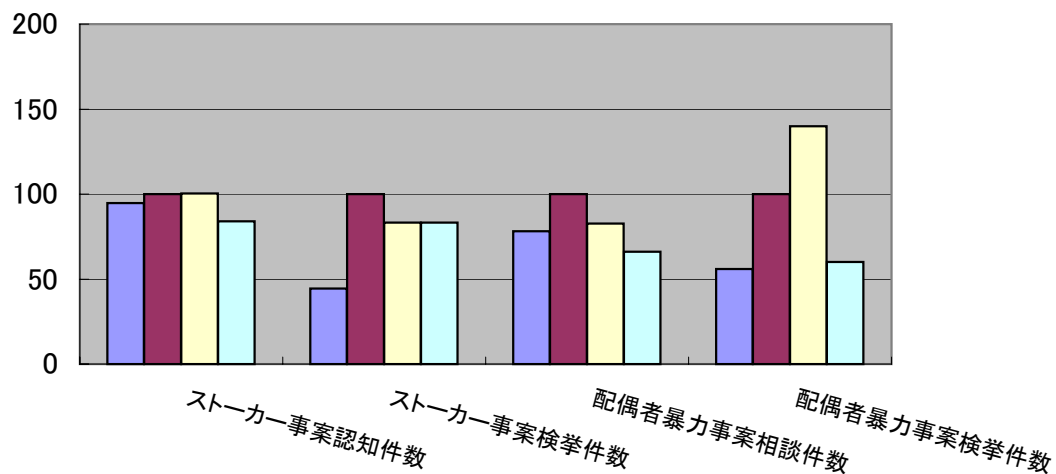
○業務に関する統計

項 目	統 計 の 推 移				
ストーカー事案認知件数	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	単位
	256	270	271	227	件
ストーカー事案検挙件数	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	単位
	8	18	15	15	件
配偶者暴力事案相談件数	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	単位
	383	490	405	324	件
配偶者暴力事案検挙件数	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	単位
	14	25	35	15	件

「ストーカー」とは、一般的に恋愛感情などを満たす目的で、つきまとい、待ち伏せ等の行動を反復して行う者をいう。

統計の推移

■平成15年 ■平成16年 □平成17年 □平成18年



< グラフは、平成16年を100とする指数で表した。 >

○業務の主なコスト

№	事 業 名	平成18年度事業費(千円)	平成19年度事業費(千円)
1	生活安全警察費	15,792	13,829
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
合 計		15,792	13,829

○平成18年の取組み

- 平成18年中、ストーカー事案227件を認知し、警察本部と各警察署の連携により、ストーカー行為罪等で15件を検挙したほか、行為者に対し警告25件、援助44件を実施した。
- 配偶者からの暴力相談324件（相談者302人）を受理し、被害者に対する防犯指導、加害者に対する指導警告を実施したほか、保護命令違反・傷害等で14件を検挙した。
また、地方裁判所から33件の保護命令通知を受理し、被害者に対する被害防止措置、加害者に対する指導等の措置を講ずるなど、保護命令違反の防止に努めた。
- 被害の未然防止、早期相談の促進を図るため、関係機関等との連携を強化し、改正配偶者暴力防止法及び被害者支援についての関する広報・啓発活動を推進した。

○課題と平成19年の取組み

- ストーカー事案・配偶者暴力事案とも、依然として被害が深刻化した段階での相談が多いことから、早期相談を促進する広報・啓発活動を一層推進する。
- 被害の防止と保護等を図るため、あらゆる法令を適用し、ストーカー事案・配偶者暴力事案の積極的な事件化を図る。
- 改正配偶者暴力防止法の趣旨に沿い、被害者保護対策の徹底を図るとともに、関係機関・団体と連携の上、適切な被害者支援を実施する。